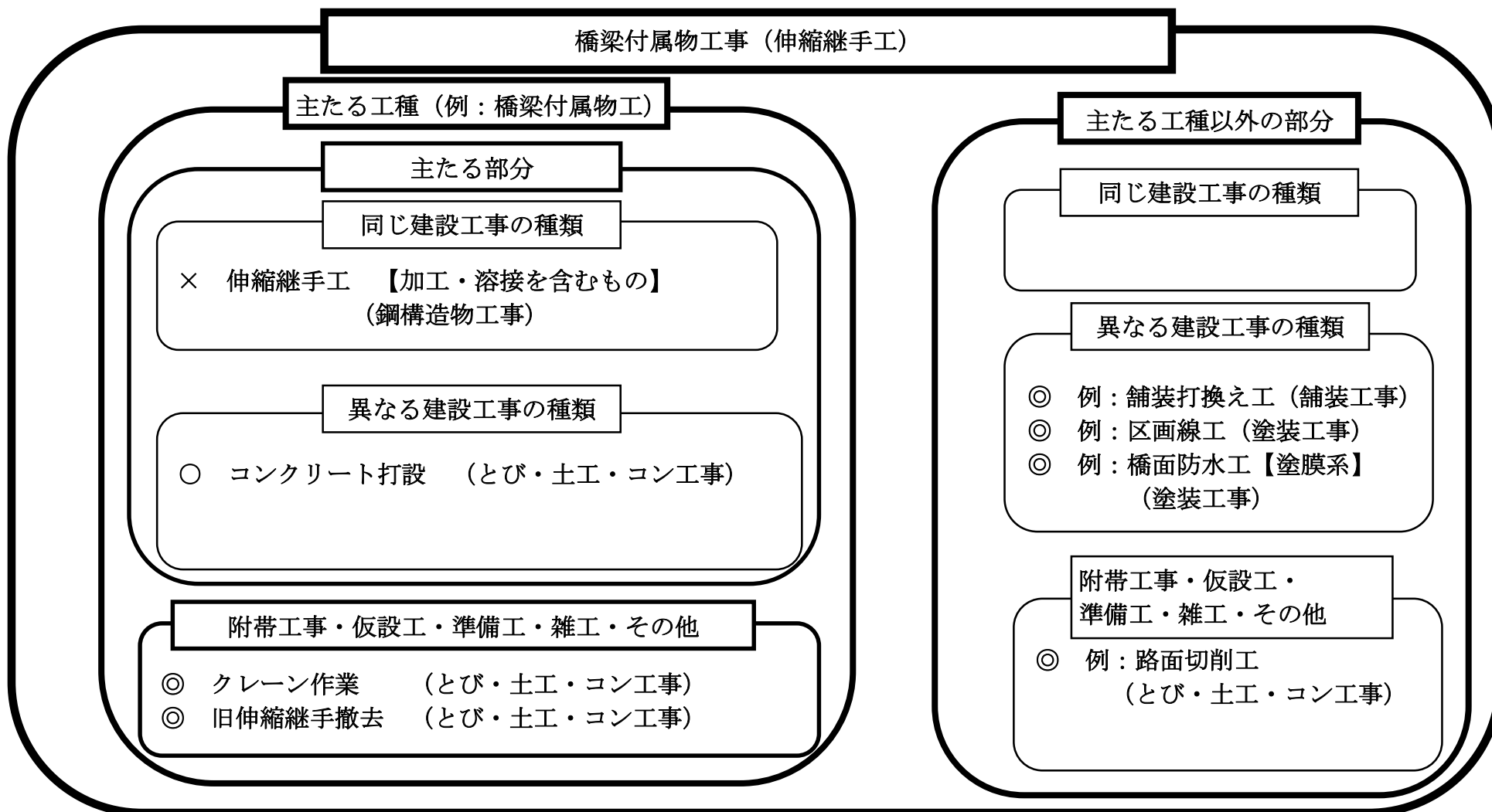


下請け可能な工事（鋼構造物工事）（主たる工種：橋梁附属物工の場合）



<凡例> ×：下請け不可 ○：相応札業者以外のみ下請可 ◎：下請け可（相応札業者も可）

- ・「主たる工種」は、原則下請けに付すことはできない。（備考欄に「特殊工事」と明記があれば、相応札業者以外のみ下請け可）
- ・「主たる工種」に含まれる「附帯工事・仮設工・準備工・雑工・その他基礎的または準備的な工事」は下請け可。（相応札業者も可）
- ・「主たる工種」の中に、請け負った『「建設工事の種類」と異なる部分』が含まれる場合は、相応札業者以外のみ下請け可。
（ただし、上記下請可の工種のうち多くの工種を同一業者に下請けに出すことは、一括下請けの恐れがあるため認められない。）